

三平事務所通信 2014.10.1

暑さもようやく落ち着き、過ごしやすい季節がやってまいりました。芸術の秋・食欲の秋・読書の秋。みなさんはどんな秋をお過ごしでしょうか。

私は、快眠の秋?!にしたいと思います。

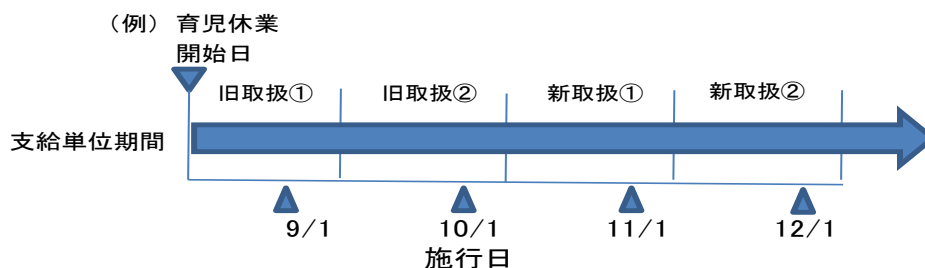
さて、今回は 「育児休業給付金の取扱いの変更」 などについてご案内致します。

《育児休業給付金の取扱いが変わります》

これまで、育児休業給付金を受給するためには①支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。②支給単位期間において、就業していると認められる日が10日以下であること。③支給単位期間に支給された賃金額が、休業開始時の賃金月額額の80%未満であること。が必要でした。

平成26年10月1日以降の最初の支給単位期間からは、支給単位期間中に10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が80時間以下の時は育児休業給付金が支給されるようになりました。ただし、各支給単位期間に支払われた賃金と育児休業給付金の合計額が休業開始前の賃金の80%を超える場合は支給額が減額され、賃金だけで[休業開始時賃金日額×支給日数]の80%以上となる場合は支給されません。

【支給単位期間と取扱いの変更】



《最低賃金が改定されます》

東京近郊の平成26年度地域別最低賃金及び発行年月日は以下のとおりです。その他各都道府県につきましては、厚生労働省のHPを確認してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minimumichiran/

都道府県名	最低賃金時間額【円】	発効年月日
茨城	729(713)	平成26年10月4日
栃木	733(718)	平成26年10月1日
群馬	721(707)	平成26年10月5日
埼玉	802(785)	平成26年10月1日
千葉	798(777)	平成26年10月1日
東京	888(869)	平成26年10月1日
神奈川	887(868)	平成26年10月1日